

提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- 1 意見募集期間 令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）
- 2 意見の件数 4人 54件
- 3 意見の内容と県の考え方

【目次】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	用語の定義 海岸漂着物等：この項目だけ定義の中にさらに「等」がある。よくよく読めばわかるのかもしれないが、説明の順番としては「海岸漂着物等」を最上部に示したのち、「海岸漂着物」「漂流ごみ等」とした方がわかりやすいと思う。	法律第2条「定義」の順に合わせて、記載しています。

【第2章 海岸の環境等の現状と課題】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	p.6 ①海流 1行目、明石海峡は不用では？明石海峡は鳴門海峡、友ヶ島水道の中側にあるため。	御意見を踏まえ、修正しました。
3	p.6 ①海流 2行目、友ヶ島水道等の「等」はどこを指しているのか？	御意見を踏まえ、修正しました。
4	p.7 ②気候 ですます調のトーンで全体が記載されているが、7ページ②はですます、アはである調となっている。	御意見を踏まえ、修正しました。
5	p.7～ 表2-2、表2-3、表2-4 海流潮流を県地図図示しているの、他自然環境（河川、公園等）についても県地図図示で表記すれば分かりやすいと考える。 表記追加を宜しく願います。	p.16 図2-5 重点区域図に示しています。
6	p.9 表2-5 どの海岸がどの管轄となっているか、県地図図示で表記すれば分かりやすいと考える。 表記追加を宜しく願います。	スペースの関係から図示していません。
7	p.10 表2-6 周防大島町の港湾のうち日良居港、油良港、笠佐港の記載がない理由は？	港湾法第56条に基づき都道府県知事が公告した、港湾区域の定めのない水域であるため、記載していません。

8	<p>p. 10 表 2-6</p> <p>どの港湾がどこに位置しているのか、県地図図示で表記すれば分かりやすいと考える。 表記追加を宜しく願います。</p>	<p>p. 16 図 2-5 重点区域図に示しています。</p>
9	<p>p. 11 表 2-7</p> <p>周防大島町の漁港のうち白木漁港、油田漁港の記載がない理由は？</p>	<p>表 2-7 中段の「第2種漁港」の欄に記載しています。</p>
10	<p>p. 11 表 2-7</p> <p>どの漁港がどこに位置しているのか、県地図図示で表記すれば分かりやすいと考える。 表記追加を宜しく願います。</p>	<p>スペースの関係から図示していません。</p>
11	<p>p. 12 表 2-8</p> <p>どの海水浴場がどこに位置しているのか、県地図図示で表記すれば分かりやすいと考える。 表記追加を宜しく願います。</p>	<p>p. 16 図 2-5 重点区域図に示しています。</p>
12	<p>p. 13 表 2-9</p> <p>どのマリーナがどこに位置しているのか、県地図図示で表記すれば分かりやすいと考える。 表記追加を宜しく願います。</p>	<p>スペースの関係から図示していません。</p>
13	<p>p. 14 表 2-10</p> <p>どのスポットがどこに位置しているのか、県地図図示で表記すれば分かりやすいと考える。 表記追加を宜しく願います。</p>	<p>スペースの関係から図示していません。</p>
14	<p>p. 16 図 2-5</p> <p>県地図図示の表記追加を意見した項目が、「重点区域図」として一部地図表記されている。当該地図明示項目は「P16 に地図記載」の旨各項目に明示の上、他項目は地図明示追加をお願いします。</p>	<p>スペースの関係から明示・図示していません。</p>
15	<p>p. 16 図 2-5</p> <p>「重点区域赤線部分」とのことだが、地図表記確認しますに赤線でないところを見つけるのが困難である。 「県内全海岸線対象」とした上で、「随時状況監視把握・対処療法実施+状況（漂着物詳細等）把握」、「把握状況を元に長期対策実施」とすべきと考える。 上記内容当計画に盛り込む事検討願います。</p>	<p>重点区域は、p. 15 「(2) 重点区域の選定基準」に記載のとおり設定しています。</p>

16	<p>p. 19 (2) 組成調査の結果</p> <p>海岸漂着物の組成調査の状況（プラスチック類）についてだが、最近集中豪雨や河川の洪水対策として河川の護岸や土手の保護に民間や公共工事では大小のプラスチック土嚢（ポリエステル製土嚢）が使われているが経年劣化により土嚢が破れて流出をして、海岸に漂着するケースが増えている。特に河川の河口周辺では多く見られるのでモニタリング指標として追加の検討をしてほしいと思う。</p>	<p>海岸漂着物実態調査は、環境省「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に準じて実施しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>p. 21 (3) まとめ</p> <p>6行目、倍増したとの記載は、何と比べてか？</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。</p>
18	<p>p. 31 ○エコイベントマニュアル等に基づいたごみ持ち帰りなどの実施</p> <p>ごみの3R（のための回収）の推進のためには、大量のごみが発生する各種イベント祭り催しでこそ発生抑制・販売者回収・分別回収・再利用・再資源化を実施実演すべきと考えるが、P31に記述あるものの実情実施少ないと感じる。</p> <p>当該内容当計画に明示宜しく願います。</p>	<p>イベントにおける3Rの推進のためには、課題があると考えており、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>p. 31 ○市町による空き缶等ごみポイ捨て禁止条例（環境美化条例）の制定・施行</p> <p>「市町による空き缶等ごみポイ捨て禁止条例（環境美化条例）の制定・施行」の記述があるが、旧市で「自販機にはごみ箱設置必須」としていたものが合併により後退したように見受けられる事例もある。</p> <p>「ポイ捨て」防止のための「捨てる受け皿」設置を検討/当計画に明示願う。</p>	<p>ごみのポイ捨て防止のためには、課題があると考えており、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>p. 32 (4) 他県への協力要請</p> <p>カキ養殖は瀬戸内海における貴重な水産資源だが、カキ養殖用資材の漂着が後を絶たない。養殖業者、養殖漁協との共同回収と発生元の飛散防止対策を山口県県民が見える形で強力に押し進めてもらうようお願いする。</p>	<p>広島県等の対応状況は、今後も確認することとしており、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>p. 35 第5節 海岸漂着物対策を巡る課題</p> <p>リード文の内容がよくわからない。「海岸漂着物対策を巡っては6つの課題があり、各課題に対する対応は次のとおりです。」ということか。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。</p>
22	<p>p. 35 第5節 海岸漂着物対策を巡る課題</p> <p>それぞれの課題として具体的な内容は示されないのか。</p>	<p>スペースの関係から細かな内容は示していません。</p>

【第6章 海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項等】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
23	p. 47 第6章 海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項等 当頁内容は「随時実施」と認識している。もし違うならば点検・評価・報告等の実施期間目安を当計画上に明示願う。	地域計画の進行管理は毎年行っており、環境白書などを通じて公表しています。

【計画全般について】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
24	一番の関係者であるはずの漁業者との関係性が見えにくい。また、よく聞こえて来るのが、漁業者の清掃活動を見た事がないと。これは清掃等実施しているのだろうが、広報が弱いための事かと思う。	漁業者は p. 44 第5章第1節7に示すとおり、海岸漂着物対策において重要な役割を担っています。 この活動を広く周知するため、県などの行政機関が広報や普及啓発を行っていきます。
25	県立大学など研究機関によるごみの資源化、燃料化を考えるべき。それにより清掃活動にも励みが生まれる。当然、却って経費がかかってしまう事でこの事は進んでいないだろうが、税金を投入して是非とも進めて海のごみが宝になるような策を講じるべきである。	大学・研究機関は、p. 44 第5章第1節8に示すとおり、海岸漂着物対策において重要な役割を担っており、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
26	海岸漂着ごみを活かした地域連携まちづくりを持続的に展開する仕組みを市町と連携して作ってほしい。 大学の地域連携関連の研究室や市町の地域振興室・地域づくり推進室、快適環境づくり連絡会議などに加えて、教育関係、観光関係、情報関係などと幅広く連携する意識付けと仕組みを作ってもらえるようお願いする。 高齢化社会が進んでいますので、高齢者パワーを借りて、外出の機会を増やし、人と自然のふれあい交流の場を増やして、健康寿命延長に寄与できないか。	山口県海岸漂着物対策推進協議会を推進母体に流域圏など地域の多様な主体が連携した海岸漂着物対策を推進することとしており、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
27	当該計画は国の施策の影響を強く受けるものと感じる。 P33に「国に対して意見している」状況明示があった。 今後も「県行政として、或いは県行政の参加する組織（例〈あくまで例〉：知事会）を通じて、場合によっては県民・県内団体からの意見聞き取り意見募集実施の上国施策に適宜意見していく」、と言った内容を追加すべきと考える。	国に対しては、施策の推進に当たって、必要に応じて要望等を行っています。
28	第2章の「現状と課題」で広島県からの漂着物の実態を明示する一方で、第3章以降で広島県との関係・連携について全く記述が無いのは不自然。 特に影響が大きい隣県との関係・連携について対策面でも明示が必要と考える。	p. 40 第4章 第1節1(5)に、隣県を含む地域外からの海岸漂着物に対する連携について記載しています。

29	<p>当該計画（素案）は、「山口県海岸漂着物対策推進地域計画」に対しての改定実施案と認識している（P3 記述より）が、本文中確認しますどこを改訂したのか不明確と感じる。</p> <p>改定箇所が分かる様な記述追加をお願いします。</p> <p>上記追加明示の計画（素案）で再度意見募集するのが妥当と感じる。</p>	<p>現計画をベースに、①漂流ごみ・海底ごみ対策、②内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体との連携、③マイクロプラスチックを含む、海洋プラスチックごみの発生抑制対策を拡充しています。</p> <p>なお、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再意見募集の予定はありません。</p>
30	<p>前述で複数「明示願う」「内容を追加すべき」等としている通り、当該計画（素案）、記述内容に不足があると感じる。</p> <p>内容再検討の上、計画（案）再作成再度意見募集実施すべきと考える。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再意見募集の予定はありません。</p>
31	<p>本文中年月表記のほとんどが元号のみの一方、資料（用語の解説）では西暦表記と統一性がなく、年次把握が困難になっていると感じる。</p> <p>前頁西暦表記または元号西暦併記をお願いします。</p> <p>（地球規模の問題、海外動向も記載把握必要な案件では元号記載は邪魔と感じる。）</p> <p>パブリックコメント/県民意見募集の案については、年月表記を西暦表記又は元号西暦併記に統一する様県行政対応をお願いします。</p>	<p>本計画では、スペースの関係から、本文では元号及び元号略号表記、資料（用語の解説）では西暦表記としています。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
32	<p>用語解説実施語句に「*」印をつけての別途用語解説掲載は有り難い。</p> <p>語句解説を実施する語句と解説内容の再精査実施を宜しく願います。</p> <p>パブリックコメント/県民意見募集の案については、語句解説掲載を必須とする様県行政対応をお願いします。</p>	<p>スペースの関係から、用語の解説は、p. 48 に示す用語に限定しています。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
33	<p>各ページの図表記に通り番号がついているのは有り難い。</p> <p>パブリックコメント/県民意見募集の案については、図表記に通り番号を付ける事を必須とする様県行政対応をお願いします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
34	<p>各数値・グラフ表記・図示について、出典が明示されているのは適切と感じる。</p> <p>パブリックコメント/県民意見募集の案については、各数値・グラフ表記・図示については出典の明示を必須とする様県行政対応をお願いします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
--	-------	-------------

35	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施(1/3時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していないと感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
36	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。</p>	
37	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願います。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
38	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
39	<p>同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
40	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
41	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
42	<p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」関係部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。</p>	

43	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント／県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。</p>	
44	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示困難。改めて期限延長を求める。</p>	
45	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。 「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
46	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度であったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した／記事掲載されたのか、『具体的（媒体、掲載日、大きさ）』に提示願う。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県庁ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月25日の中国新聞及び12月29日の山口新聞「山口県からのお知らせ」）により広報に努めました。 また、資料は、県庁ホームページに掲載するだけでなく、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センターで文書閲覧により実施しました。</p>
47	<p>今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下4-5段広告）に掲載案件・未掲載案件（別途小広告掲載）に分かれたと認識している。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願う。</p>	
48	<p>各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願う。</p>	
49	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント／県民意見募集についてや、パブリック・コメント／県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。</p>	
50	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。</p>	<p>意見提出者は4名、意見は54件寄せられたことから、広報については一定の効果があったと考えています。</p>
51	<p>パブリック・コメント／県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県庁ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>

【その他】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
52	資料未確認だが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。	学識経験者、県民活動団体、業界団体、国、市町で構成する山口県海岸漂着物対策推進協議会を通じ、様々な分野で活躍されている皆様から直接御意見をお聞きするとともに、市町、海岸管理者に対する意見照会を実施し、いただいた御意見を反映させています。
53	県内海岸線ほぼ全て「重要区域」であることを示している、と感じる。 当該計画（素案）以外でも、海岸線保全対策実施を検討・計画上明示の程宜しく願います。 （漂着物に関しては重点地域なのに別案件では保全地域外、では話にならないと考える。）	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
54	先週の新聞によると「瀬戸内海オーシャンズX」プロジェクトが発足したと報道されていたが、山口県も参画して情報の共有を図った方よいのではないかと思う。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。